

## 【地域内フィーダー系統確保維持事業】

計画対象期間：平成28～30年度

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

#### 【目的】

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

#### 【必要性】

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

#### 【目標】

指 標	平成28年度目標値
・デマンド交通（4区域合計） 利用者数（人）	26,500人
・本庄シャトル便 利用者数（人）	17,300人
・地域間幹線系統※ 利用者数（人）	前年度対比で増加

※「児玉折返し場～本庄駅（宮本町車庫）線」、「神泉総合支所～本庄駅線」

#### 【効果】

デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- ①本庄シャトル便（乗合バス型） → 本庄観光株式会社
- ②本庄北地域デマンド ③本庄南地域デマンド ④児玉市街地デマンド
- ⑤児玉山間地域デマンド（全てデマンド型） → 朝日自動車株式会社

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

	費用総額 A	経常収益見込額 B	国庫補助金見込額 C	負担額 A-(B+C)	負担者
乗合バス型	10,968 千円	1,360 千円	2,773 千円	6,835 千円	本庄市
デマンド型	28,805 千円	2,753 千円	7,519 千円	18,533 千円	本庄市

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 本庄観光株式会社
- ・ 朝日自動車株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年3月から昨年度末までの間に、本庄市交通政策協議会を計13回開催した。
- ・平成25年3月、公共交通の充実に向けた計画として「本庄市総合交通計画」を策定した。
- ・平成25年4月、本庄市交通政策協議会において運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意。
- ・初年度(平成26年度)を実証運行期間と位置づけ、平成25年10月から運行を開始した。同期間中に実施したアンケート結果などを基に、利用促進につなげるための改善策等について協議した上で、平成26年10月から本格運行に移行した。
- ・平成27年1月、平成26年度運行分の事業評価を実施、協議を行った。

## 8. 利用者等の意見の反映状況

### (1) 市民意識調査

- ・ 目的に応じた利用需要（潜在需要を含む）、意向などを統計的に集計
- ・ 平成 24 年 9 月に実施
- ・ 3,000 世帯に送付し、1,110 世帯 2,442 票を回収（回収率 37.0%）

### (2) インタビュー調査

- ・ 駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取
- ・ 平成 24 年 9 月 5・6 日に実施
- ・ インタビュー数：本庄駅 137 人、本庄早稲田駅 157 人

### (3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント

- ・ 平成 25 年 1 月 21 日～2 月 20 日に実施
- ・ 提出された意見：6 件（1 人）

### (4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会

- ・ 平成 25 年 2 月 9 日に 2 会場（児玉公民館、中央公民館）で実施
- ・ 児玉公民館：参加 41 人、中央公民館：参加 56 人

### (5) アンケート調査の実施

- ・ 平成 26 年 7 月～8 月に実施

#### ①市民アンケート:郵送により実施。

3,000 人に送付、1,003 票を回収（回収率 33.4%）

#### ②利用者アンケート:インタビュー形式により実施。

デマンド交通 58 人、シャトル便 32 人

⇒平成 26 年 10 月の本庄市交通政策協議会において、アンケート結果を基に実証運行の検証及び今後の取り組みについて協議した。

9. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車(株)、国際十王交通(株)、(一社)埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株)、武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、(一社)埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部都市整備課
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学名誉教授、本庄市議会議員

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	本庄市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,462
交通不便地域	811

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
811	本泉地区	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
36,462	対象人口(36,462人)×200円+300万円	10,292千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表5 添付図面

## 人口集中地区、人口集中地区以外、交通不便地域の状況

